

手数料率 (想定年収に対して)	40%
早期退職の返戻金制度	採用者が勤務開始後に自己の都合で退職した場合は、次のとおり乙は甲に紹介料を返却する。 (1) 1ヶ月未満の場合は、支払われた料金の50% (2) 2ヶ月未満の場合は、支払われた料金の30% (3) 3ヶ月未満の場合は、支払われた料金の10%